

所得税法等の一部を改正する法律の施行等に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2020年3月24日
株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）及び国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第101号）が施行されることに伴い、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）を一部改正するとともに、その他所要の整備を行う。

2. 改正概要

(1) 番号等による加入者情報の管理における対象とする株式等

国税通則法第74条の13の4第1項の規定により、機構は、加入者の氏名又は名称及び住所その他株式等に関する事項を当該加入者の個人番号又は法人番号により検索することができる状態で管理することとなる。

当該管理に関し、国税通則法施行規則第11条の6第1項の規定により、管理の対象とする株式等を定める。（規程第287条の4）

(2) 未届加入者の個人番号等の提供

国税通則法第74条の13の4第2項の規定により、機構は、株式等の発行者又は口座管理機関から、加入者の氏名、住所及び個人番号（以下「個人番号等」という。）又は加入者の名称、住所及び法人番号の提供を求められたときは、これらの事項を提供することとなる。

当該提供に関し、口座管理機関が個人番号の届出を受けていない加入者の個人番号等を機構に請求する方法、及び機構が口座管理機関に個人番号等を提供する方法を定める。（規程第2条、第33条の4、第33条の5、規則第28条の2、第33条の4、別表3手数料規則別表）

(3) その他

近年、振替新株予約権の発行が活発化し、大規模化する傾向にあることから、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎに際して新規記録された振替株式の単元数に応じて徴収する手数料（現行：1単元につき60円）につき、大口部分に軽減料率を設けるなどの見直しを行う。（手数料規則別表）

3. 施行日

2020年4月1日から施行する。

以上